

亀山都市計画高度利用地区の変更(亀山市決定)

(総括)

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
高度利用地区 (亀山駅周辺 2ブロック)	約 0.7ha	40/10 以下	10/10 以上	8/10 以下 (注 1) (注 2)	200 m <sup>2</sup> 以上	壁面の位置の制限 (注 3)
合 計	約 0.7 ha					

(注 1) 建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号に該当する建築物にあっては、10 分の 1 を加えたものとする。

(注 2) 建築基準法第 53 条第 5 項第 2 号に該当する建築物については、適用しないものとする。

(注 3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物等はこの限りでない。

- (1) 公共用歩廊、歩行者デッキその他これに類する公益上必要なもの
- (2) 歩行者の安全性・快適性を確保するために必要な上屋、庇又はこれを支える柱及び手すりその他これらに類するもの
- (3) 区域の環境向上に貢献する施設で、照明施設、植栽類その他これらに類するもの
- (4) 交通の妨げとならない広告物、看板、サインその他これらに類するもの

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

本市の都市の拠点にふさわしい住宅と商業が調和した良好な市街地の形成及び事業収支の確保のため、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に向け、高度利用地区の変更を行うものである。

亀山都市計画高度利用地区の変更

(亀山市)

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
高度利用地区 (亀山駅周辺 2ブロック)	約 0.7ha	40/10 以下	10/10 以上	8/10 以下 (注 1) (注 2)	200 m <sup>2</sup> 以上	壁面の位置の制限 (注 3)
合 計	約 0.7 ha					

(注 1) 建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号に該当する建築物にあつては、10 分の 1 を加えたものとする。

(注 2) 建築基準法第 53 条第 5 項第 2 号に該当する建築物については、適用しないものとする。

(注 3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物等はこの限りでない。

- (1) 公共用歩廊、歩行者デッキその他これに類する公益上必要なもの
- (2) 歩行者の安全性・快適性を確保するために必要な上屋、庇又はこれを支える柱及び手すりその他これらに類するもの
- (3) 区域の環境向上に貢献する施設で、照明施設、植栽類その他これらに類するもの
- (4) 交通の妨げとならない広告物、看板、サインその他これらに類するもの

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

## 亀山都市計画高度利用地区の変更

(津市)

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
高度利用地区 (亀山駅周辺 2ブロック)	—	—	—	—	—	
合 計	—					

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」